

森林経営管理法の改正について

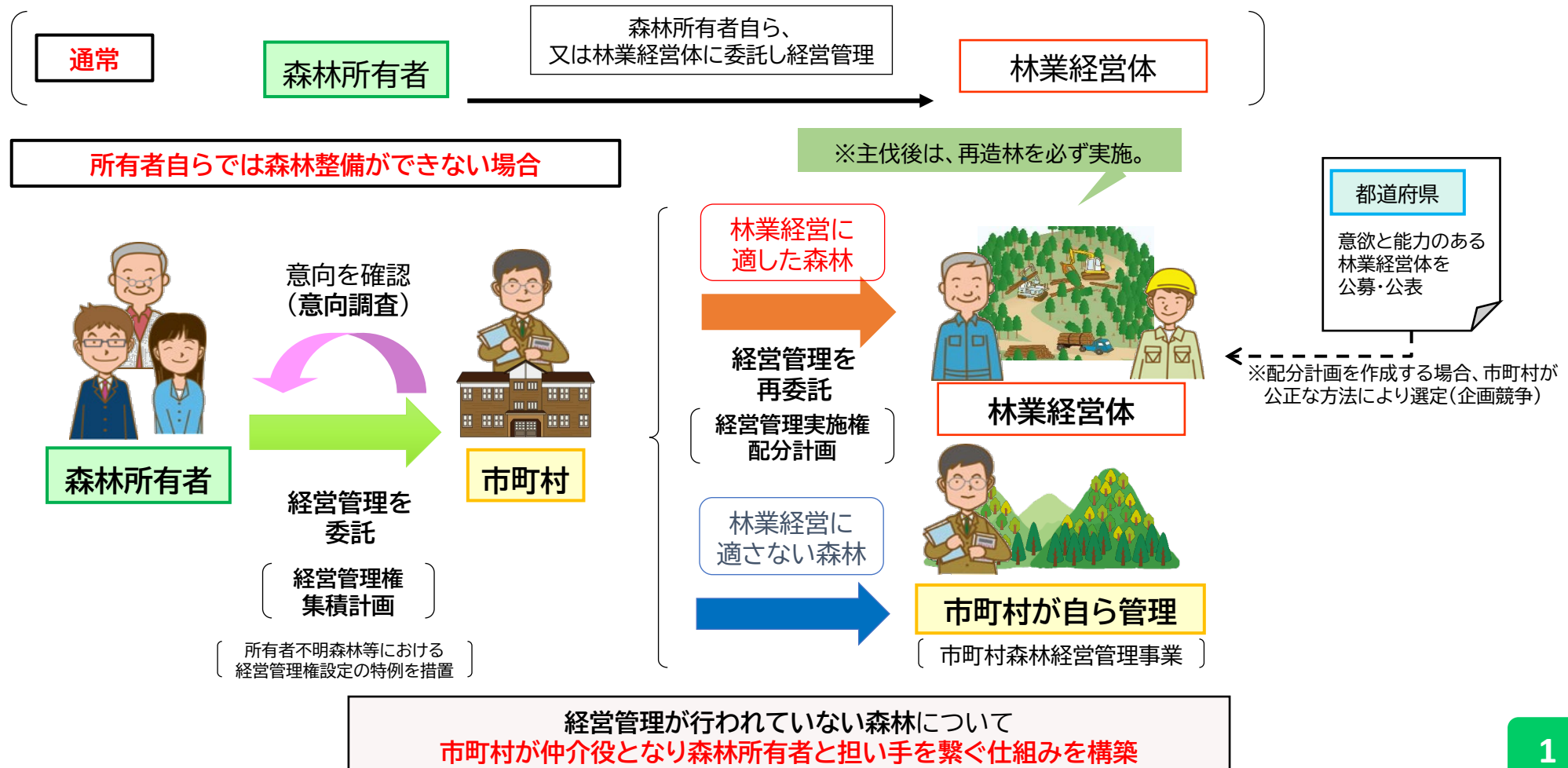
林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和8年3月

森林経営管理法（森林経営管理制度）とは

- 平成31年に施行された森林経営管理法に基づく**森林経営管理制度**は、所有者が自分では手入れや管理ができない森林について、**市町村が経営管理の委託を受けた上で**、林業経営に適した森林は**林業経営体に再委託**するとともに、林業経営に適さない森林は**市町村自ら管理を行う**などにより、集積・集約化を図る仕組みです。

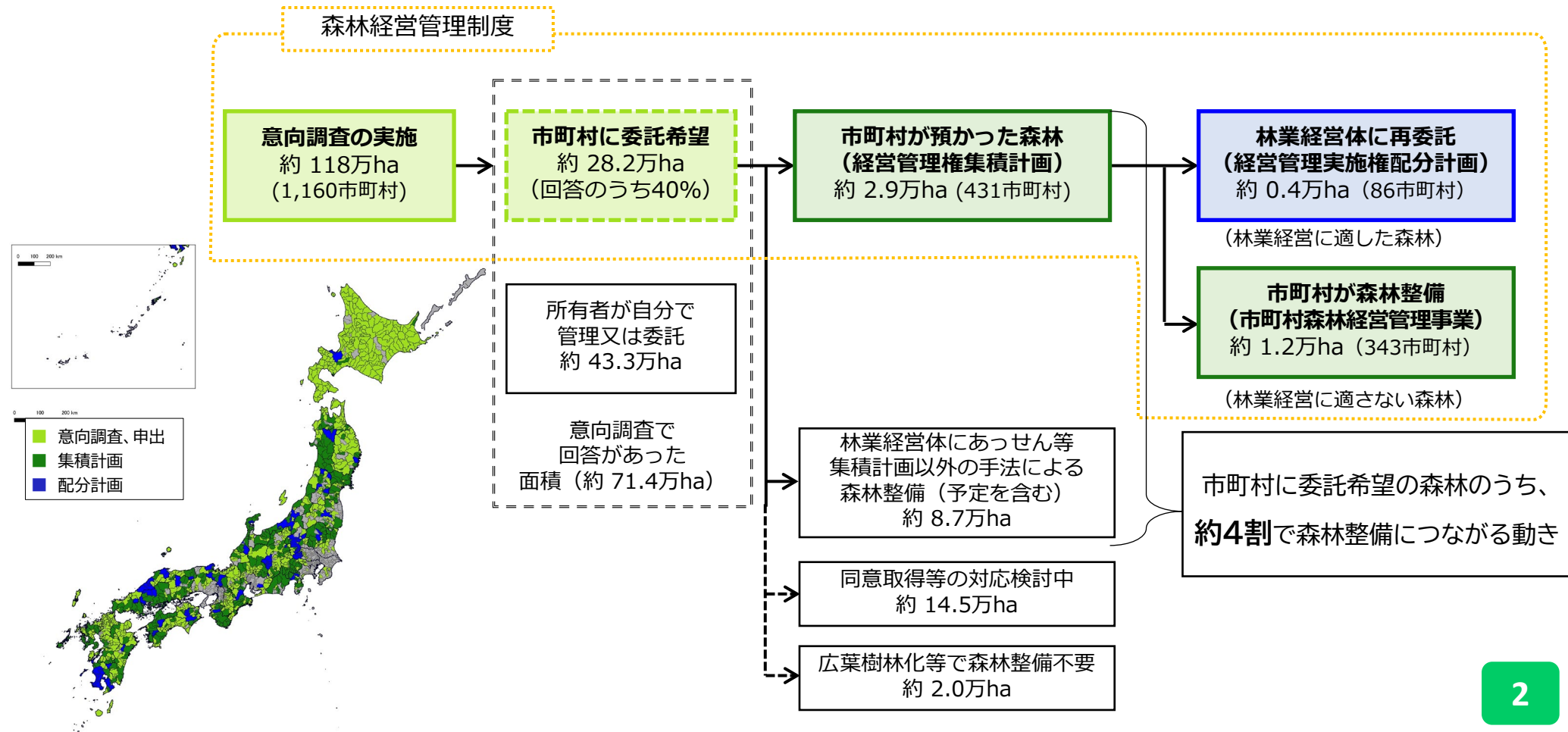
■ 現行の森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要



森林経営管理制度の取組状況

- 制度開始からの6年間で、1,160市町村で、約118万haの意向調査を実施しました。
- 回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、これらについて市町村による森林整備のほか、林業経営体へのあっせん等も活用しながら森林整備につなげており、未整備森林の解消に貢献しています。
- 一方で、林業経営体への権利設定は低位に推移し、林業経営に適した森林における循環利用への貢献は限定的です。

令和6年度までの取組状況



(参考)経営管理権と経営管理実施権

経営管理権とは？

森林所有者の委託を受けて、市町村が森林の経営管理（伐採、木材の販売、造林、保育）を実施する権利です。

- ・木材の販売収益から、経費を控除してなお利益がある場合には、森林所有者に支払うことを含みます。
- ・経営管理権の存続期間の上限・下限はありません（所有者不明森林等の特例の場合、上限50年）が、経営管理の内容に主伐・再造林を含む場合は、存続期間内に成林に一定の目途が付くよう、15年以上とすることが望ましいです。

経営管理実施権とは？

市町村の委託を受けて森林の経営管理を実施するために林業経営体に設定される、経営管理権に基づく権利です。経営管理の内容に主伐を含む場合には、再造林を必ず実施することとなっています。

所有権はどうなる？

経営管理（実施）権では、土地や立木の所有権は移転しません。元の所有者に帰属したままです。

所有者不明の場合は？

所有者（共有者）が不明の場合等でも、市町村による所有者等の探索、公告など一定の手続を経ることにより、市町村に経営管理権を設定できる特例を措置しています。

森林経営管理制度を活用した森林整備の実施状況

市町村森林経営管理事業

えな

<岐阜県恵那市>

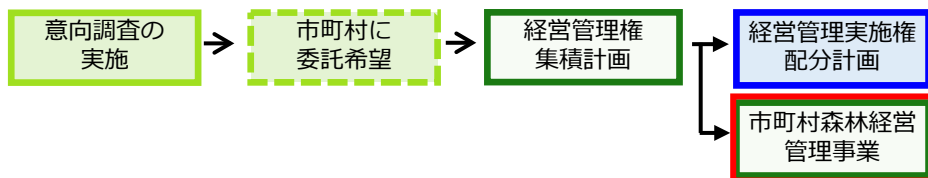
- 恵那市では、施業の履歴・予定がない私有人工林について、主に災害防止の観点から、森林経営管理制度を活用し森林整備を実施する方針。
- 令和5年度までに、意向調査、集積計画の作成を通じて、市町村森林経営管理事業により、約364haの間伐等を実施（森林環境譲与税を活用）。



<間伐前>



<間伐後>



経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

やいた

<栃木県矢板市>

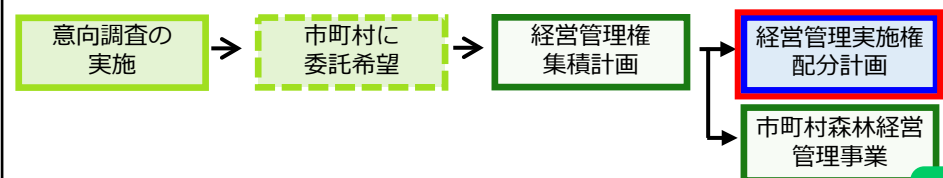
- 矢板市では、施業の履歴・予定がない私有人工林について、意向調査を実施。
- 意向調査の結果、委託希望の森林について、市、県、林業経営体等で構成される協議会において、経営が成り立つか等を判断。
- 約1haの集積計画、配分計画を作成し、林業経営体に再委託。
- 令和5年に主伐・再造林を実施。



<主伐実施箇所>



<再造林後の状況>

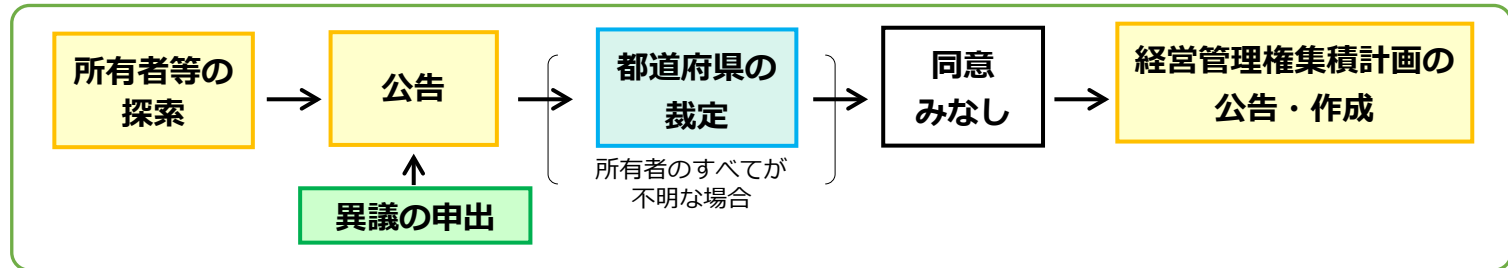


所有者不明森林等の特例措置

- 森林経営管理法には、**所有者（共有者の一部）が不明でも、市町村が所有者等の探索・公告など一定の手続を経ることで、市町村に経営管理権を設定できる特例**を措置し、これまでに**12市町13件**で活用されています（令和7年12月現在）。

所有者（共有者）が不明な場合の特例の活用フロー

※この他、確知されている森林所有者が不同意な場合の特例も措置



【共有者不明森林に係る特例の活用例】 <群馬県甘楽町>

- 令和元年度に、25名の森林所有者に意向調査を実施。その結果、市町村に委託希望があり、所有者全員が判明した森林17haについて、令和5年3月に集積計画を作成。
- 3.3haの森林は、共有林であり、共有者のうち1名は現在の共有者を確知できなかったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 令和5年3～9月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を実施。異議の申出はなかったことから、令和5年9月に、経営管理権を設定。
- 経営管理権設定後、町は配分計画を作成。



【所有者不明森林に係る特例の活用例】 <青森県三戸町>

- 民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用。
- 住宅地に隣接する森林1.7haについて、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明であったことから、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和4年12月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。6月を経て異議の申出がなかったことから、県の裁定手続を経て、令和5年12月に経営管理権を設定。
- 経営管理権設定後、町は皆伐を行い、低木樹種の植栽を実施する考え。



森林経営管理法の改正の概要

- 令和7年5月改正、令和8年4月1日施行。
- 市町村の事務負担の軽減を図るため、経営管理権の設定における**手続要件等を緩和**するとともに、**市町村の事務を支援する法人の指定制度を創設**します。
- 現行の仕組みに加え、**地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有**し、経営管理の**集約化**を通じた**森林資源の循環利用を進める新たな仕組み**を措置します。

■ 森林経営管理制度のハードル

- ・市町村役場の職員が足りない
- ・所有者や境界が不明な森林が多い
- ・集積計画作成時の全員同意が大変
- ・所有者不明森林等の特例の公告期間が長い
- ・市町村が伐採を行うのに、伐採造林届出が必要

- ・小規模分散で集積・集約化につながらない
- ・森林所有者からの回答・同意がとりづらい
- ・配分計画作成時に企画提案を希望する者が1者でも企画提案が必要
- ・森林整備を担う林業経営体がない

など

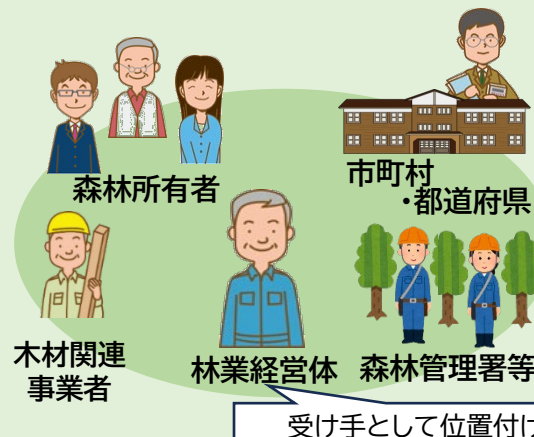
■ 改正の2つの柱

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



集積・
集約化



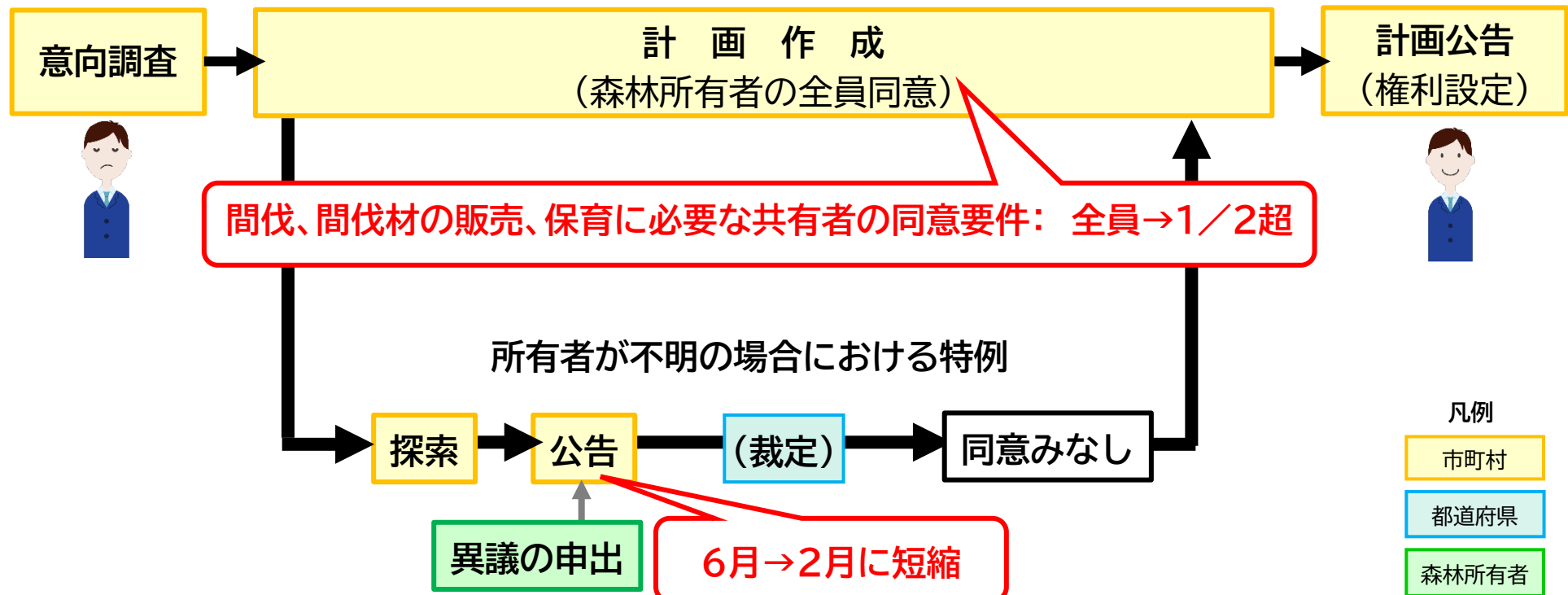
林業経営体

※ 必要な権利を
まとめて設定・移転

市町村の事務負担の軽減（手続要件等の緩和）

- 共有状態にある森林における市町村への経営管理権の設定（間伐、間伐材の販売、保育）に必要な、**共有者の同意要件を緩和**します（**全員→1／2超**）。
- **所有者不明森林等**について、市町村への経営管理権設定に関する**公告期間を短縮**します（**6月→2月**）。

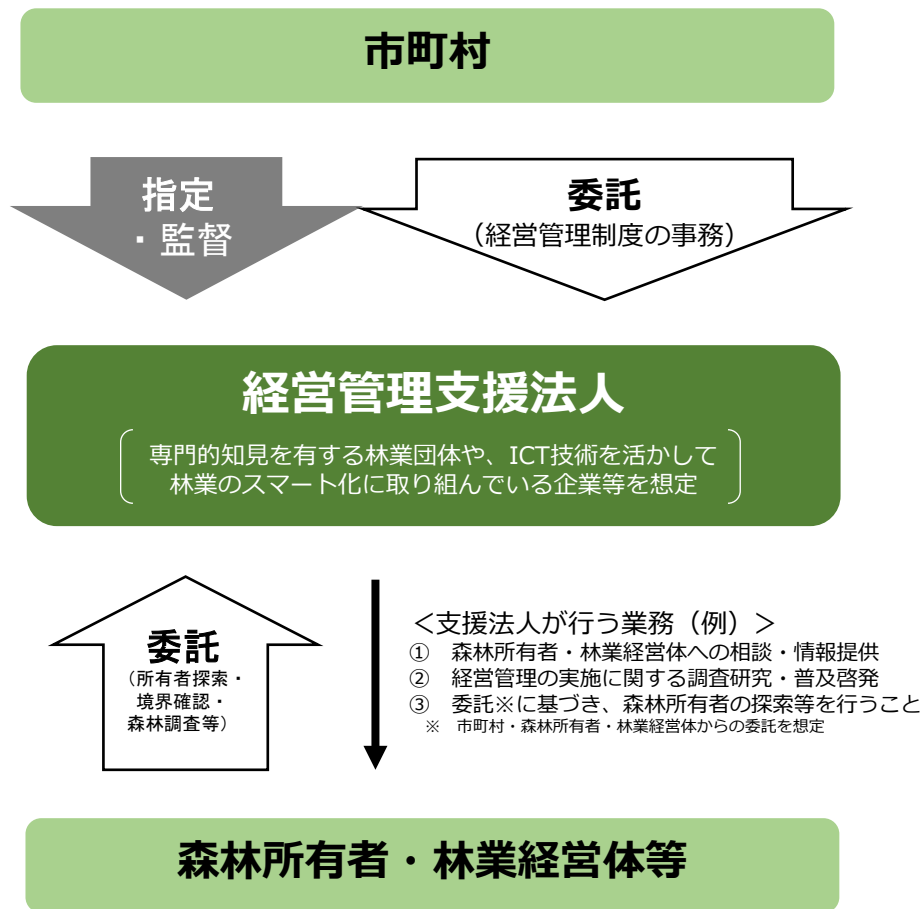
■ 経営管理権の設定における手続要件等の緩和



市町村の事務負担の軽減（経営管理支援法人の指定制度の創設）

- 市町村が専門的知見・ノウハウをもつ法人（経営管理支援法人）を指定し、そのサポートを受けられる仕組みを作ります。（指定するかしないかは任意。また、複数の法人を指定可能。）

■ 制度のイメージ



■ 経営管理支援法人の対象

- ・ 都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等
- ・ 森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体
- ・ ICT技術を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業 等

■ 市町村の制度運用を支援する取組の例

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（栃木県）

- ・ 森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。



G N S Sを活用した境界調査

一般社団法人やましごと工房 （徳島県美馬市・つるぎ町など）

- ・ 森林経営管理方針案の検討、意向調査、境界確認、集積計画・配分計画作成、市町森林経営管理事業の監理等の市町村の業務を補助。

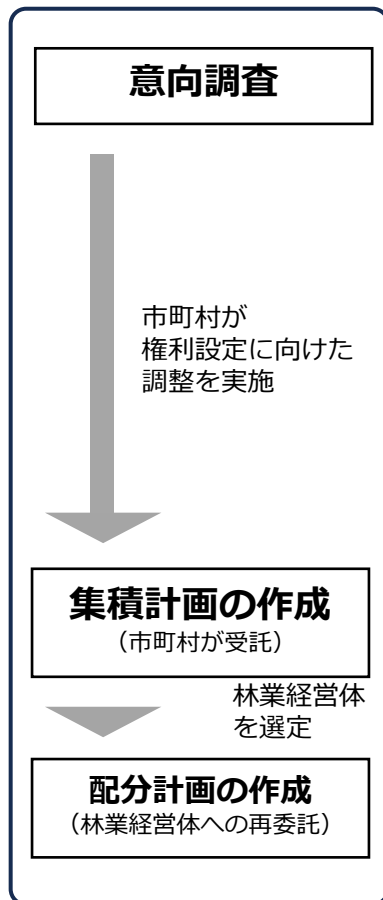


空中写真から森林資源状況を解析

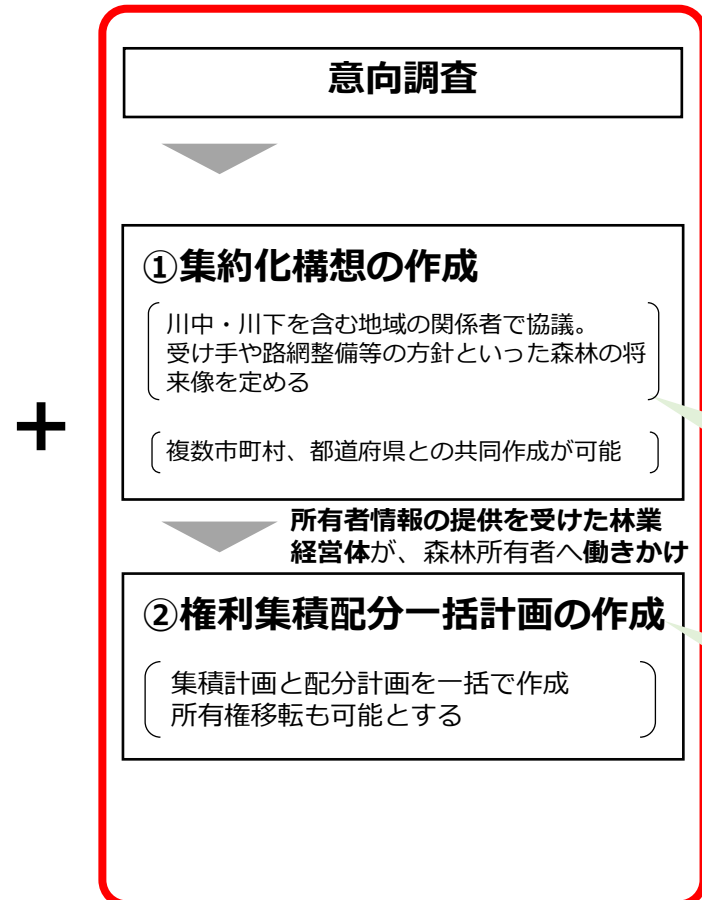
集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

- **地域の関係者が協議し、「集約化構想」として、受け手や路網整備等の方針といった森林の将来像を定めます。**
- **この実現に向け、「一括計画」を作成し、森林の経営管理のための権利を、林業経営体に迅速に設定・移転することを可能とします。**

【現行の仕組み】



【新たな仕組み】（任意）



- ・市町村は、林業経営体を含む地域の**関係者の協議を実施**。
- ・経営管理の集約化に向けた将来像として、**集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する**
「集約化構想」を作成。
- ・「集約化構想」の作成について、**林業経営体からの提案も可能**。

- ・森林の経営管理のための**権利を、迅速に設定**。
- ・所有権移転も可能。

協議のイメージ

【協議】

地域の関係者が協議し、集約化を図る区域や受け手となる林業経営体、条件整備等について取りまとめます。

森林の集積・集約化を進める必要性・可能性が高いエリアを対象地域として選定

森林所有者への意向調査、森林資源情報等の整理

協議の実施、取りまとめ

集積・集約化を図ろうとする森林の区域

経営管理の方針

集約化の目標

権利設定が必要な森林（**構想森林**）
受け手（**構想適合事業者**）

条件整備の方針

【協議の参加者】

市町村 **必須**、都道府県（共同作成可能）

支援法人

受け手となる林業経営体 **必須**

森林所有者（地域の代表者等）

木材関連事業者（製材工場、工務店等）

森林の経営管理を行っている主体
（森林組合、公有林管理者、森林管理署等）

都道府県

集約化構想で
受け手となること
を希望する者
（適合事業者）を
公募・公表

構想等のイメージ

【集約化構想】

地域の関係者による話し合いを経て、**経営管理の集約化に向けた将来像（絵姿）**として、**集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」**を作成します。

集約化構想

令和8年〇月 〇〇町

【一体経営管理森林の区域】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班全域 ■ha

【経営管理の方針】

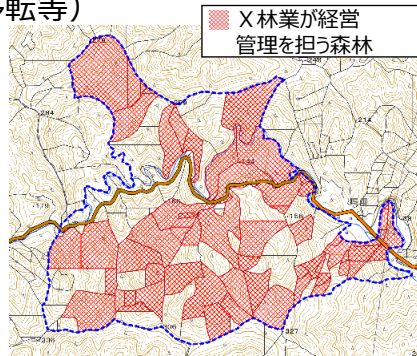
路網から近い緩傾斜地は、主伐、再造林を中心に循環利用
条件が悪い森林は間伐を中心に実施し、針広混交林化を図る

【方針達成のための目標】

〇〇町大字▲▲ xx番地 A林班のうち◆ha について、
X林業株式会社が経営管理を担う
(経営管理実施権の設定、所有権移転等)

【必要な条件整備の方針】

- ・路網整備（作業道）
- ・受け手に個人情報を提供し、町と連携して同意取得
- ・地籍調査未了箇所は境界明確化
- ・所有者不明森林等は特例活用
- ・再造林後にはシカ防護柵設置
- ・〇△製材所と協定締結



集約化構想を作成した場合、以下の特例が活用可能

- ① 受け手に対し、所有者情報を提供可能
 - ② 林道の開設・改良に関する特例
 - ③ 筆界特定の特例
- 等

【一括計画】

経営管理権と経営管理実施権をセットで設定します。
あわせて、森林所有者から受け手となる林業経営体に、**直接、所有権の移転**が可能です。

権利集積配分一括計画

経営管理実施権者：X林業

【経営管理実施権】

〇〇町に経営管理権を、X林業に経営管理実施権を設定する。

森林	面積	存続期間	経営管理の内容	森林所有者
A 1	〇ha	△年	主伐・再造林	何某 1
A 2	〇ha	△年	主伐・再造林	何某 2
A 3	〇ha	△年	主伐・再造林	何某 3
A 4	〇ha	△年	搬出間伐	何某 4
A 5	〇ha	△年	搬出間伐	何某 5

【所有権】

あわせて、以下の森林について、X林業に所有権を移転する。

森林	面積	利用目的	経営管理の内容	森林所有者
A 6	〇ha	森林経営	主伐・再造林	何某 6

令和8年〇月 〇〇町